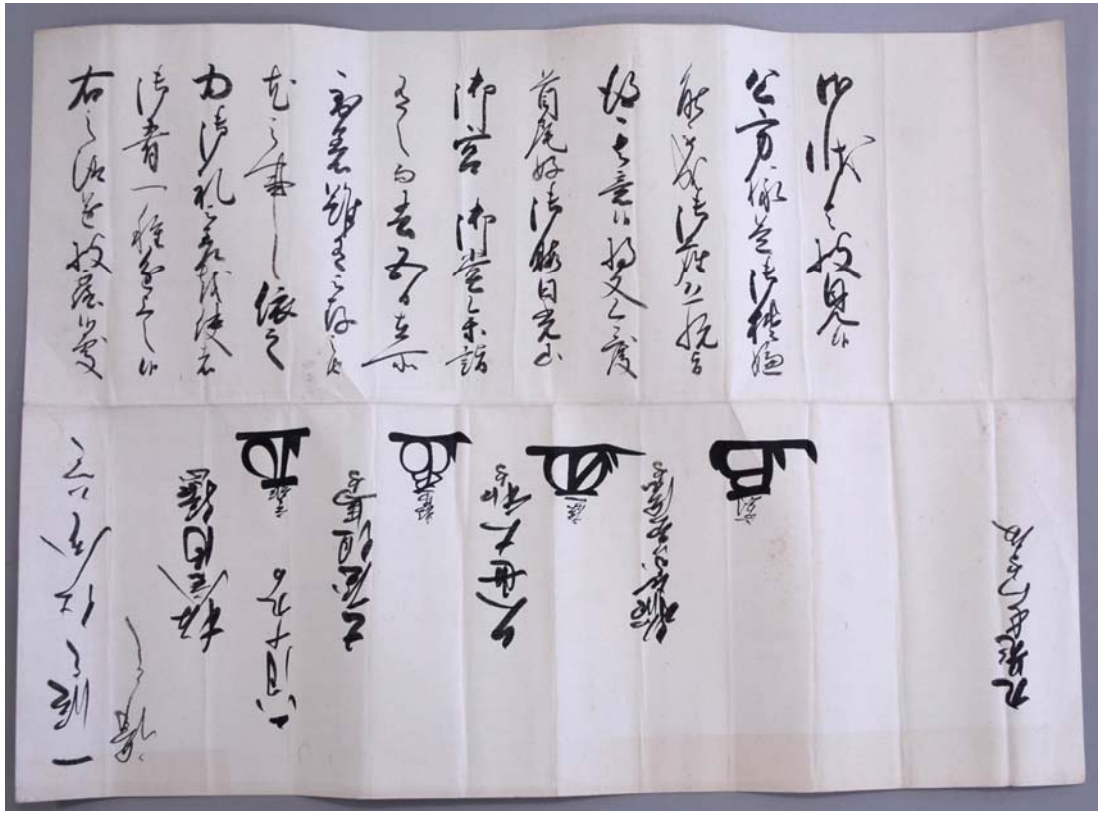


『三田市史』第4巻近世資料（166頁63号）

江戸幕府老中連署奉書（年未詳）三田市所蔵九鬼文書



御状令披見候、
 公方様益御機嫌
 能被成御座恐悦旨
 得其意候、将又今度
 首尾好御暇日光山
 御宮 御堂参詣
 有之而去五日在所
 到着難有被存之由
 尤之事候、依之
 為御礼被差越使者

御肴一種進上之候、
 右之趣遂披露候処
 一段之仕合候、恐々
 謹言

六月十九日

九鬼長門守殿

(隆昌)

板倉内膳正

重矩 (花押)

土屋但馬守

数直 (花押)

久世大和守

広之 (花押)

稻葉美濃守

正則 (花押)

○この史料は江戸幕府の老中が発した奉書とよばれる文書で、この史料のように老中が連名で発給しているものは、特に「江戸幕府老中連署奉書」と呼ばれます。老中奉書とは江戸幕府老中が将軍の意命を奉じてこれを他に伝達する文書のことであり、江戸幕府文書のなかではもっとも重要かつ代表的なものです。

その様式や機能面をみるとおおよそ三つの類型に区分されます。その第一は老中奉書の中心的位置を占める本来の老中奉書であり、城普請の許可、キリシタンのせんさく命令、公役の賦課といった幕府側の命令などの伝達にもちいられた文書です。第二は大名側からの献上、祝儀、見舞いなどの意向を述べた文書に対して、幕府側の返書として差し出されたもので、「老中返札(ろうじゅうへんさつ)」ともいわれる文書です。第三は「その他の老中奉書」といわれる文書であり、たとえば「登城召の奉書」といった文書です。この「その他の老中奉書」といわれる文書は江戸屋敷にいる大名に対して、役儀御用の命令、将軍への御礼申上げ、御能見物といった御用のために江戸城への登城を命ずるときなどに発給されました。

老中奉書には類型によって料紙(用紙)のもちいかたに一定の決まりがみられ、第一の「本来の老中奉書」や第二の「老中返札」には縦紙(たてがみ)を折り返した折紙(おりがみ)をもちいますが、第三は「その他の老中奉書」の場合は折紙の折り目に沿って横半裁(はんさい)した切紙(きりがみ)をもちいました(日本歴史学会編『概説古文書学』近世編)。

この史料は第二類型の「老中返札」に属する老中奉書です。料紙(用紙)には56.3cm×40.3cmの奉書紙を折紙にしてもちいています。その文言の冒頭は「御状令披見候」で始まっており、三田藩主九鬼氏の意向を述べた「御状」に対する幕府の返書であることがわかります。この史料は九鬼氏が将軍から暇を得て日光東照宮を参拝し、無事在所(この場合は江戸の藩邸と考えられます)に帰着できたことを将軍に報告した「在所到着の御礼」に対する返書にあたります。この文書には年号がありませんが、連署した老中の顔ぶれから見て、史料上にみえる「公方様」は江戸幕府第6代将軍の徳川家宣であると考えられます。

(三田市総務課市史編さん担当)